

奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第十四号）第四条の規定により、奈良県の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成二十一年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

第 1 職員定数等の状況

1 職員定数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 定 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成21年		
知 事 部 局	一般事務部局	3,340	3,296	▲44	【増員】 ・医療提供体制の充実 ・緑化フェアの対応 ・教育委員会からの業務移管 ・看護師の増員 等 【減員】 ・執行体制の見直し 等
	県立病院	1,175	1,195	20	
	県立大学	37	36	▲1	
	小 計	4,552	4,527	▲25	
教 育 委 員 会	教育委員会事務局	306	296	▲10	【増員】 ・発掘調査の対応 ・クラス数の増 等 【減員】 ・知事部局への業務移管 等
	教 職 員	10,791	10,818	27	
	小 計	11,097	11,114	▲17	
その他行政委員会 等 事 務 局		87	86	▲1	【減員】 ・執行体制の見直し
警 察	警 察 官	2,393	2,409	16	【増員】 ・警察官の増員 【減員】 ・執行体制の見直し
	警察官以外の 職 員	349	347	▲2	
	小 計	2,742	2,756	14	
水 道 局		102	98	▲4	【減員】 ・執行体制の見直し
合 計		18,580	18,581	1	

(各年4月1日現在)

2 定員の適正化に向けた数値目標及びその進捗状況

(1) 定員削減計画

新計画の期間		数値目標
始 期	終 期	
平成21年 4 月 1 日	平成23年 4 月 1 日	▲ 1 8 0 人

(2) 適正な定員管理の進捗状況

(各年 4 月 1 日現在)

区分	平成10年度 (基準年度)	第一次計画	第二次計画	第三次計画
		平成11年度 ～平成13年度	平成14年度 ～平成16年度	平成17年度 ～平成20年度
実績		▲ 104	▲ 151	▲ 389
差引	4,767	4,663	4,512	4,221

※ 計画の対象範囲は、県立医科大学、県立病院、教職員及び警察官を除く全部局の職員です。ただし、第一次計画及び第二次計画は、病院等（県立医大・県立病院）を含みます。

第2 給与について

※空欄としている事項については、後日掲載予定です。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成21年4月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 ※ B	人件费率 B/A	(参考) 19年度の人件费率
20年度	人 1,426,276	千円 450,260,497	千円 870,197	千円 166,414,339	% 37.0	% 38.3

(注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、災害補償費等です。

(参考) ※人件費の内訳

一般行政部門	31,758,032千円	(7.1%)
警察部門	25,946,142千円	(5.8%)
教育部門	108,710,165千円	(24.1%)

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 15,921	千円 75,293,997	千円 14,969,710	千円 31,823,232	千円 122,086,939	千円 7,668	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

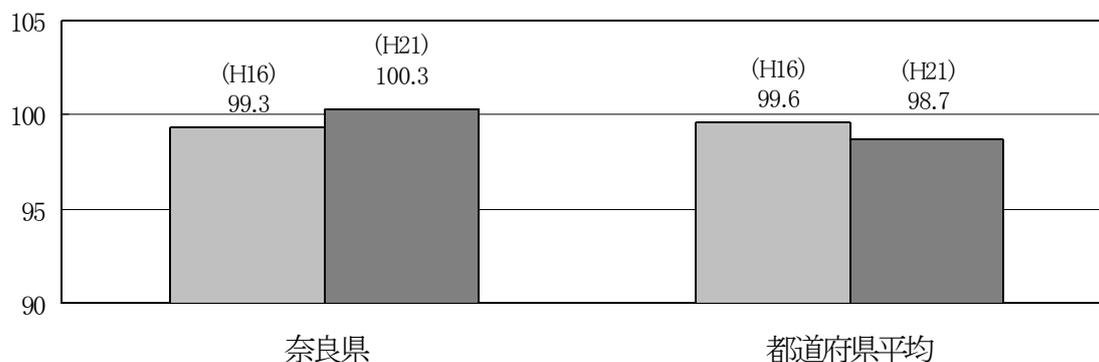
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

(3) 本県独自の給与カットの実施（特記事項）

人件費総額を抑制するため、知事等特別職を含む職員の給料等について、1.4%から10%までの減額を行っています。（平成15年度～平成21年度実施）

また、不適正な会計支出にかんがみ、知事と副知事の平成21年度の期末手当について知事は5%、副知事は3%減額しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 **96.8** (平成21年4月1日現在)

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A-B	勧告(改定率)		
21年度		401,666円	△1,161円(0.29%)			
21年度(減額措置後)	400,505円	395,307円	5,198円(1.31%)	△0.29%	△0.29%	

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

2 「減額措置後」とは、本県独自の給与カットによる給料等の減額後の額です。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合A	公務員の支給月数B	較差A-B	勧告(改定月数)		
21年度	月 4.13	月 4.50	月 △0.37	月 △0.35	月 4.15	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
奈良県	44.5歳	353,479円	435,971円	394,274円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
奈良県	48.5歳	204人	360,284円	417,026円	394,938円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.9歳	10人	389,966円	415,949円	408,653円	調理士	40.1歳	292,500円	1.42
うち守衛	45.3歳	16人	336,907円	408,873円	381,534円	守衛	58.9歳	247,200円	1.65

うち用務員	51.0 歳	42 人	369,725 円	405,693 円	395,970 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.90
その他	47.5 歳	136 人	357,936 円	421,565 円	395,189 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	4,429人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
都道府県平均	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
奈良県	—	—	—
うち学校給食員	7,457,336 円	3,900,000 円	1.91
うち守衛	7,045,750 円	3,414,400 円	2.06
うち用務員	7,192,659 円	3,027,000 円	2.38
その他	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成18年～平成20年の3カ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 高等（特別支援）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良県	47.1 歳	406,809 円	464,294 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良県	46.4 歳	392,472 円	443,957 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
奈良県	40.2 歳	328,755 円	450,887 円	362,748 円
国	41.5 歳	322,231 円	—	372,706 円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手

当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	I種 185,800 円 II種 172,200 円
	高校卒	III種 140,100 円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	—
高等学校教育職	大学卒	—
	短大卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	短大卒	—
警 察 職	大学卒	200,000 円
	高校卒	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分	経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年	
一般行政職	大学卒	272,080 円	316,264 円	365,554 円
	高校卒	222,189 円	266,360 円	316,828 円
技能労務職	高校卒	(該当者なし)	271,893 円	312,443 円
	中学卒	(該当者なし)	226,978 円	276,785 円
高等学校教育職	大学卒	310,745 円	356,838 円	390,344 円
	短大卒	(該当者なし)	284,169 円	364,870 円
小・中学校教育職	大学卒	303,749 円	351,079 円	379,324 円
	短大卒	276,398 円	308,447 円	359,576 円
警 察 職	大学卒	270,377 円	335,153 円	364,305 円
	高校卒	246,067 円	283,523 円	328,322 円

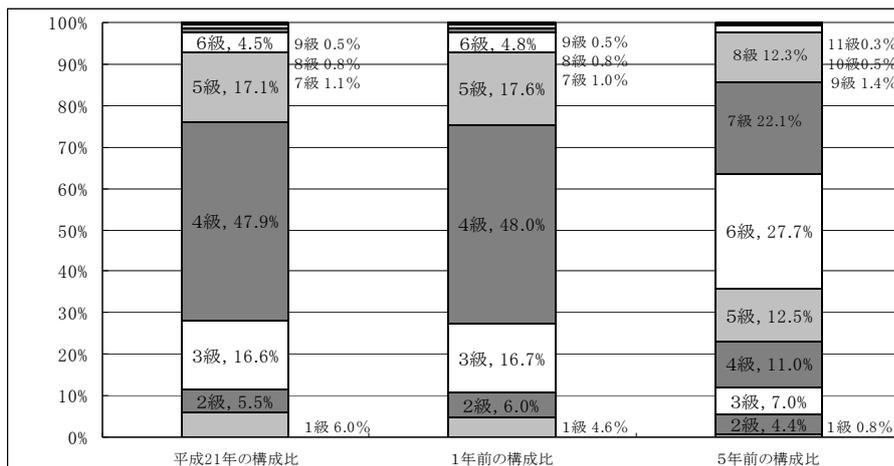
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	18 人	0.5 %
8 級	部次長	30 人	0.8 %
7 級	困難業務の本庁課長	41 人	1.1 %
6 級	本庁課長 大規模出先の長	170 人	4.5 %
5 級	本庁主幹・課長補佐 出先の長・課長等	638 人	17.1 %
4 級	係長、困難業務の主査	1,792 人	47.9 %

3 級	主査	619 人	16.6 %
2 級	主任主事	207 人	5.5 %
1 級	主事	226 人	6.0 %

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

管理職（本庁課長補佐級又は出先機関の課長級以上）については、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を対象に人事評価を実施しています。

管理職以外についても、平成18年度から人事評価の試行を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

管理職については人事評価の結果、管理職以外については昇任の状況や勤務状況を勘案し、毎年4月1日に昇給すべき号給数を決定しています。

平成21年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）2,711人中、標準の号給数に決定された者が2,018名（74.4%）、標準の号給数を超える号給数に決定された者が101名（3.7%）、標準の号給数未満の号給数に決定された者が77名（2.8%）でした。なお、その他の515名については、既にその者の職務の級の最高号給に達していたため昇給しませんでした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

奈良県	国
1人当たり平均支給額（平成20年度）	—
1,958 千円	
（平成20年度支給割合）	（平成20年度支給割合）
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当

3.0 月分 (1.6)月分	1.50 月分 (0.75)月分	3.0 月分 (1.6)月分	1.50 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～20％		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務実績の評定の実施状況 管理職（本庁課長補佐級又は出先機関の課長級以上）については、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を対象に人事評価を実施しています。 管理職以外についても、平成18年度から人事評価の試行を実施しています。																								
2 勤勉手当への勤務実績 出先機関の課長級を除く管理職については、前年度1年間の人事評価結果による評価区分に基づき、5段階の成績率及び加算額を決定しています。 一般行政職（知事部局）における平成21年6月の勤勉手当への人事評価結果の反映状況は、下表のとおりです。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>成績率</th> <th>加算額</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて良好</td> <td>67/100 (82/100)</td> <td>50,000円</td> <td>36人 (8.7%)</td> </tr> <tr> <td>特に良好</td> <td>67/100 (82/100)</td> <td>25,000円</td> <td>131人 (31.6%)</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>67/100 (82/100)</td> <td>なし</td> <td>247人 (59.5%)</td> </tr> <tr> <td>やや良好でない</td> <td>61/100 (76/100)</td> <td>なし</td> <td>1人 (0.2%)</td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td>56/100 (71/100)</td> <td>なし</td> <td>0人 (0.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	評価区分	成績率	加算額	職員数	極めて良好	67/100 (82/100)	50,000円	36人 (8.7%)	特に良好	67/100 (82/100)	25,000円	131人 (31.6%)	良好	67/100 (82/100)	なし	247人 (59.5%)	やや良好でない	61/100 (76/100)	なし	1人 (0.2%)	良好でない	56/100 (71/100)	なし	0人 (0.0%)
評価区分	成績率	加算額	職員数																					
極めて良好	67/100 (82/100)	50,000円	36人 (8.7%)																					
特に良好	67/100 (82/100)	25,000円	131人 (31.6%)																					
良好	67/100 (82/100)	なし	247人 (59.5%)																					
やや良好でない	61/100 (76/100)	なし	1人 (0.2%)																					
良好でない	56/100 (71/100)	なし	0人 (0.0%)																					
(注) 1 評価区分が「特に良好」以上である職員には、算定基礎額の67/100の額に上表に記載の加算額を加算した額を支給しています。 2 「成績率」の欄の()内は、特定幹部職員に対して適用する成績率です。 なお、出先機関の課長級及び管理職以外については、人事評価が試行であるため、成績率に差を設けず、一律の支給(70/100)を行いました。																								

(2) 退職手当（平成21年4月1日現在）

奈 良 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	6,847千円	26,661千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平

均額です。

(3) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度決算）		2,238,742 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		140,616 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	12 人 (4 人)	14 % (12 %)	17 %
奈良市（平成17年3月31日において添上郡月ヶ瀬村又は山辺郡都祁村であった区域を除く。）又は大和郡山市	3,616 人 (3,069 人) [7 人]	5 % (3 %) [4.5 %]	9 %
奈良市（平成17年3月31日において添上郡月ヶ瀬村又は山辺郡都祁村であった区域に限る。）	42 人 (93 人) [1 人]	4 % (2 %) [3.5 %]	9 %
天理市	341 人 (290 人) [1 人]	4 % (2 %) [3.5 %]	9 %
大和高田市又は橿原市	842 人 (1,037 人) [4 人]	4 % (2 %) [3.5 %]	5 %
生駒市	315 人 (422 人)	4 % (3 %)	6 %
桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町又は同郡河合町	1,710 人 (2,292 人)	3 % (2 %)	3 %
上記以外の地域	572 人 (1,044 人)	3 % (2 %)	0 %
医師	24 人 (4 人)	14 % (10 %)	14 %
平均支給率		3.3 %	6.0 %

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 「支給対象職員」及び「支給率」の欄の()内は、平成18年4月1日実施の給与構造見直しに伴い給与水準が平均4.8%程度引き下げられたことにより、同年3月31日時点における給料の額を支給するため、国に準じて経過措置が適用されて

いる職員等を表しています。また、[]内は、平成21年4月1日に実施した技能労務職の給与水準引き下げにより、同年3月31日時点における給料を支給するための経過措置が適用されている職員を表しています。

3 本県は異動保障は行っていません。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	14 %	18 %
奈良市又は大和郡山市	5 %	10 %
天理市	4 %	12 %
大和高田市、橿原市又は生駒市	4 %	6 %
桜井市、香芝市、御所市、葛城市、宇陀市、生駒郡、磯城郡又は北葛城郡	3 %	3 %
五條市、山辺郡、宇陀郡、高市郡又は吉野郡	3 %	0 %
医師	15 %	15 %

(注) 平成22年度での完成を目指して、支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)	824,197 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	176,299 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	29.4 %
手当の種類 (手当数)	「特殊勤務手当一覧」のとおり (35種類)

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成20年度決算)	2,310,657 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	492 千円
支給実績 (平成19年度決算)	2,322,735 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	475 千円

(6) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 13,000円 ・ その他の扶養家族 6,500円 ・ 配偶者が不在場合の1人目 11,000円 ・ 特定年齢加算額 5,000円	同じ		千円 2,192,482	円 239,432
住居手当	・ 借間・借家の場合 上限額27,000円	一部異なる	自宅の場合 2,500円	千円 820,041	円 105,053

	・ 自宅の場合 4,300円				
初任給調整手当	・ 医師のうち採用による欠員の補充が困難と認められる職の場合 37,500円～410,900円 ・ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難と認められる職の場合 16,900円～50,000円	一部異なる	県立病院勤務する産婦人科、小児科、麻酔科、脳神経外科、心臓血管外科又は救急救命センターの業務を本務とする医師に対し2万円を加算	千円 28,012	円 1,077,385
通勤手当	・ 交通機関の利用者 通勤定期券又は回数券等相当額 ・ 自動車等の使用者 距離区分に応じ 3,100円～37,500円	一部異なる	国では、自動車等の使用者は距離区分に応じ2,000円～24,500円	千円 1,763,237	円 122,617
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする場合 ・ 23,000円+加算額	同じ		千円 41,966	円 317,924
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の場合 給料表、職務の級、及び職に応じて定められた額	同じ		千円 1,033,063	円 709,521
定時制通信教育手当	高等学校で定時制を置くもの又は通信制を行うものの校長及び教員の場合 給料月額10/100(管理職手当受給者は8/100)			千円 45,232	円 476,126
産業教育手当	高等学校等の農業、工業実習等を担任する教員の場合 給料月額5/100(管理職手当受給者は3/100)			千円 39,079	円 273,280
義務教育等教員特別手当	小中学校等に勤務する教員の場合 5,000円～20,200円			千円 1,645,795	円 184,485
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する改良普及事業に従事する普及指導員の場合 給料月額7/100(上限			千円 18,609	円 265,843

	額22,000円) (管理職手当受給者は 1/100)				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務様態に応じ4,200円 ～30,000円	同じ		千円 451,577	円 320,267
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給対象職 員が臨時又は緊急の必 要等により週休日等に 勤務した場合 6時間以下 4,000円～12,000円 6時間超 6,000円～18,000円	同じ		千円 1,768	円 43,122
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務 することを命ぜられた 場合 1時間当たりの給与額 ×0.25×時間数	同じ		千円 180,851	円 205,746
休日勤務手当	休日等において正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた場合 1時間当たりの給与額 ×1.35×時間数	同じ		千円 546,892	円 393,447

5 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,101,600円 (1,224,000円)
	副 知 事	906,300円 (954,000円)
報 酬	議 長	972,000円
	副 議 長	850,000円
	議 員	784,000円
期 末 手 当	知 事	(平成20年度支給割合) 3.35 月分
	副 知 事	3.35 月分
	議 長	(平成20年度支給割合) 3.35 月分
	副 議 長	3.35 月分
	議 員	3.35 月分
	退 職 手	知 事
	副 知 事	954千円×在職月数×0.50 22,896,000円 (任期毎)

当	
---	--

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 その他の手当としては、知事及び副知事に対し地域手当(支給率4%)が支給されます。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、平成21年4月1日現在の条例本則の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 公営企業職員の状況(水道事業)

※空欄としている事項については、後日掲載予定です。

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 11,189,289	千円 1,144,680	千円 992,724	% 8.9	% 8.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 96	千円 444,604	千円 79,763	千円 198,427	千円 722,794	千円 7,529	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

人件費総額を抑制するため、職員の給料等について、1.4%から3.7%までの減額を行っています。(平成15年度～平成21年度実施)

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
奈良県	48.9 歳	386,362 円	627,384 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

奈 良 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成20年度) 2,036 千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 千円
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成21年4月1日現在)

奈良県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	34,338千円	26,948千円	1人当たり平均支給額 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		13,294 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)		138,477 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
奈良市又は大和郡山市	5 % (3 %)	17 人 (40 人)	5 % (3 %)
桜井市又は御所市	3 % (2 %)	4 人 (31 人)	3 % (2 %)

(注) 1 「支給対象職員」及び「支給率」の欄の()内は、平成18年4月1日実施の給与構造見直しに伴い給与水準が平均4.8%程度引き下げられたことにより、同年3月31日時点における給料の額を支給するため、国に準じて経過措置が適用されている職員等を表しています。

2 本県は異動保障は行っていません。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
奈良市又は大和郡山市	5 %	5 %
桜井市又は御所市	3 %	3 %

(注) 平成22年度での完成を目指して、支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給総額 (平成20年度決算)	1,138 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	35,572 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	33.3 %
手当の種類 (手当数)	夜間等作業手当、高所作業手当、用地取得等交渉業務手当、汚泥処理機械操作手当、活性炭取扱作業手当、管路保守作業手当、坑内作業手当及び毒物又は劇物取扱作業手当 (8種類)

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	12,725 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	386 千円
支給実績（平成19年度決算）	16,581 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	425 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	支給実績 (20年度決算)	一般行職 の制度と の異同	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	16,029千円	同	242,856円
住居手当	4,457千円	同	74,285円
通勤手当	15,177千円	同	163,198円
管理職手当	16,943千円	同	736,650円

第3 職員の任免の状況

1 採用

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：人)

職種	区分	合計	競争試験	選考	任期付職員		再任用職員	
					常勤	非常勤	常勤	非常勤
一般行政職		110	78	28	2		2	
研究職		1		1				
医療職		142	10	132				
福祉職								
企業職								
技能労務職								
教育職		320		242	54		24	
警察職		134	134					
合計		707	222	403	56		26	

2 退職

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：人)

職種	区分	合計	定年退職	勸奨・早期	その他	任期満了			
						任期付		再任用	
						常勤	非常勤	常勤	非常勤
一般行政職		231	110	62	58			1	
研究職		12	6	2	4				
医療職		134	17	9	108				
福祉職		4	1		3				
企業職									
技能労務職		10	6	2	2				
教育職		440	150	177	53	41		19	
警察職		108	52	29	27				
合計		939	342	281	255	41		20	

第4 勤務時間その他の勤務条件等の状況

1 勤務時間

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
40時間	8時間	8時30分	17時30分	12時00分 ～ 13時00分	本庁庁舎に勤務する職員以外は、休憩時間が12時～12時45分で、勤務終了時刻が17時15分

(注) 1 特別の形態で勤務する必要のある職員で上記により難しいものについては、所属長が別に定めています。

2 県立の高等学校、盲ろう及び養護学校並びに市町村立の小中学校の勤務時間については、学校長が別に定めています。

2 休暇制度の概要

(1) 年次有給休暇の取得状況（平成20年1月1日～平成20年12月31日）

(概要) 暦年により20日付与し、未取得分は20日を限度として翌年へ繰り越されます。

任命権者の別	平均取得日数
知事部局等	10.1日
教育委員会	7.5日
警察	4.9日

(注) 1 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

2 教育委員会には、県立学校、盲ろう及び養護学校並びに市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(2) 特別休暇等の概要（平成21年4月1日現在）

区 分	付与日数
負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90日（結核性疾患は12月）の範囲内
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
風水震火災その他の災害による交通の遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間

風水震火災その他の災害により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲内（連続する7日間）でその都度必要と認められる期間
交通機関の事故等による不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出に応ずる場合	その都度必要と認められる期間
骨髄ドナー登録のため又は骨髄移植のため、配偶者、父母等の近親者以外の者に骨髄液を提供するために勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間
職員が自発的にかつ報酬を得ないで、次の社会に貢献する活動を行う場合 ア 相当規模の災害が発生した被災地又は周辺地域での被災者支援活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等での活動 ウ 障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1年に5日の範囲内
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が母胎保護のために通勤による混雑緩和が必要と認められる場合	始業又は終業に連続して1日90分を超えない範囲
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	1回につき、1日の勤務時間の中で必要と認められる期間 ○妊娠満23週まで 1回／4週 ○妊娠満24～35週まで 1回／2週 ○妊娠満36週～出産 1回／1週 ○出産後1年 その間に1回
職員の出産の場合	以下のいずれかの期間の中で職員が請求した期間 ア 出産予定日より8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から産後8週間を経過する日までの期間 イ 産前の休暇を始める日から16週間（多胎妊娠の場合は22週間）を経過する日までの期間
生理日に勤務することが著しく困難である場合	1回につき2日以内
職員が1歳3月未満の子を養育する場合	1日2回、1回につき45分以内
職員の婚姻の場合	7日を超えない期間
父母、配偶者、子の祭日の場合	慣習上最小限度必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者・・・10日 実父母・・・10日 子・・・7日 実祖父母・・・3日 など
夏季休暇	7月から9月の期間内において5日の範囲内
当該年度で満30歳、満40歳又は満50歳に達する職員が、旅行等によりリフレッシュを図る場合	3日以内
小学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合	1年で5日の範囲内

配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当と認められる場合	3日の範囲内
配偶者が出産する場合で出産予定日より8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から産後8週間を経過する日までの期間において、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するため、勤務しないことが相当と認められる場合	5日の範囲内

3 育児休業その他の休業の概要

(1) 育児休業等の概要

(概要)

- ア 育児休業…地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」といいます。）第2条第1項に基づき、満3歳までの子を養育するために全日取得できる制度
- イ 部分休業…育児休業法第9条第1項並びに職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」といいます。）第9条に基づき、子を養育するために1日の勤務時間の一部を休業する制度（子が小学校の始期に達するまでの期間に1日2時間まで）
- ウ 育児休業条例に基づく子育てのための休業…育児休業条例第9条の2第1項及び第3項に基づき、子を養育するために1日の勤務時間の一部を休業する制度（子が9歳に達する日以後最初の3月31日までの期間に週20時間まで）

※育児休業又は部分休業により勤務しない時間は無給です。

取得状況

(単位：人)

任命権者		(ア) 育児休業			(イ) 部分休業			(ウ) 条例に基づく休業		
		20年度中に新たに取得	19年度から継続取得	計	20年度中に新たに取得	19年度から継続取得	計	20年度中に新たに取得	19年度から継続取得	計
知事 部局等	男性職員	1		1		4	4	1	1	2
	女性職員	63	96	158	41	37	77	3	6	9
教育 委員会	男性職員	1		1						
	女性職員	105	100	205	8	2	10			
警察	男性職員									
	女性職員	14	9	23						
合計	男性職員	2		2		4	4	1	1	2
	女性職員	182	205	387	49	39	88	3	6	9
	計	184	205	389	49	43	92	4	7	11

(注) 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

(2) 介護休暇の概要

(概要) 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により6日以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その介護のために6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇を取得できます。

※介護休暇により勤務しない時間は無給です。

(単位：人)

任命権者		H20年度 取得者数	要介護者の別					取得形式の別	
			配偶者	実父母	子	義父母	祖父母	その他	全日型
知事 部局等	男性職員								
	女性職員	1			1			1	
教育 委員会	男性職員	9		9				9	
	女性職員	45	2	19	11	10	1	2	45
警察	男性職員	1						1	
	女性職員								
合計	男性職員	10						10	
	女性職員	46						46	
	計	56						56	

(注) 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含む。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

(3) 修学部分休業と高齢者部分休業の概要

(概要)

ア 修学部分休業…地方公務員法第26条の2に基づき、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、学校教育法に定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲で勤務時間の一部を休業できる制度

イ 高齢者部分休業…地方公務員法第26条の3に基づき、公務の運営に支障がなく、定年退職日から5年を超えない範囲内でさかのぼった日以後で、申請した日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部を休業できる制度

任命権者		①20年度修学部分 休業取得者	②20年度高齢者部分 休業取得者
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警察	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
合計	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	0	0

(注) 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含む。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

(4) 大学院修学休業の概要

(概要) 教育公務員特例法第26条第1項に基づき、公立学校の教諭等が専修免許状の取得することを目的に、大学院の課程等を履修するため、3年を超えない範囲で休業できます。

任命権者		20度中に 新たに取得	19年度から 継続取得	計
教育委員会	男性職員			
	女性職員		1	1
計			1	1

4 服務

(1) 職務専念義務免除の承認

(概要) 地方公務員法第35条の規定により、職員は、その職務に専念する義務を負っていますが、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」の定めに適する場合には、その義務の免除につき承認できます。

区 分	
研修を受ける場合 (条例第2条第1号)	
厚生に関する計画の実施に参加する場合 (条例第2条第2号)	
その他人事委員会が定める場合 (条例第2条第3号)	
勤務条件に関する措置の要求又はその審査へ出頭する場合 (規則第1号)	
不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合 (規則第2号)	
苦情相談に係る事情聴取 (規則第3号)	
当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 (規則第4号)	
本県の特別職としての地位を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第5号)	
職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第6号)	
本県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第7号)	
国又は地方公共団体の実施する競争試験等を受ける場合 (規則第8号)	
その他任命権者が必要と認め、人事委員会の承認を得た場合 (規則第9号)	

(2) 職務外従事の許可

(概要) 地方公務員法第38条の規定により、職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員等への就任、自ら営利を目的とする私企業の経営、報酬を受けての事業への従事等は禁止されていますが、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に

定める基準に適合する場合には許可できます。

区 分
単に名目的のものであって、職務の遂行に支障をきたさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合 (規則第3条第1号)
職務の遂行に支障をきたさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合 (規則第3条第2号)
信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障をきたさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合(規則第4条第1号)
上欄の場合で、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊な事情があると認めた場合 (規則第4条第2号)
職員団体の業務に専ら従事する場合 (規則第4条第3号)

(3) 教員の兼職の許可

(概要) 教育公務員特例法第17条の規定に基づき、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと認める場合に許可します。

5 分限及び懲戒

(1) 分限処分事由別件数

(概要) 地方公務員法第28条の規定に基づき、公務能率を維持することを目的として、職員がその職務を十分に果たすことができない一定の事由がある場合に、職員の意に反して行う処分です。

任命権者	事 由	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等	勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					
	心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			84		84
	職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
	その他					
	小 計			84		84
教育委員会	勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					
	心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	1	1	188		190
	職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
	その他					

	小 計	1	1	188		190
警察	勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					
	心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			42		42
	職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
	その他					
	小 計			42		42
合 計		1	1	314		316

(注) 1 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各
行政委員会事務局及び水道局を含みます。

2 複数の事由に該当する場合には、主たる事由において計上しています。

(2) 懲戒処分事由別件数

(概要) 地方公務員法第29条の規定に基づき、公務における秩序を維持することを目的として、
職員の一定の服務義務違反に対して行う処分です。

任命権者	事 由	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
知事部局等	法令違反 (法第29条第1項第1号)	4		3	3	10	122
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号)						
	全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行(法第29条第1項第3号)						
	小 計	4		3	3	10	122
教育委員会	法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	3	5	1	10	10
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1	
	全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行(法第29条第1項第3号)	1	1	3		5	1
	小 計	3	4	8	1	16	11
警察	法令違反 (法第29条第1項第1号)		1		2	3	
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号)		1			1	
	全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行(法第29条第1項第3号)						
	小 計		2		2	4	
合 計		7	6	11	6	30	133

(注) 1 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各
行政委員会事務局及び水道局を含みます。

2 複数の事由に該当する場合には、主たる事由において計上しています。

6 職員研修

(1) 知事部局等

ア 職位基本研修

研修名	対象者	延べ日数	主な研修内容
一般職員レベル1 研修	平成20年度新規 採用職員 (前期)	10日	県政の動き、服務規律、給与制度、県の主要施策、県の産業、県の福祉行政、奈良の歴史と地理、観光行政、県の仕事と組織、文書実務・総合文書管理システムの使用方法、仕事の進め方、行政への情報活用、総務事務システムの使用方法、県議会の役割、奈良県財政の現状、行政経営の推進、税を知る、公務員としての法律基礎知識、地方自治制度、奈良・もてなしの心、接遇、男女共同参画社会とセクシャルハラスメントの防止、人権問題、環境問題、健康管理、福利厚生制度、情報公開制度と個人情報保護制度、情報セキュリティと共通端末について、会計のしくみ、奈良を知ろう、県政ウォッチング体験研修
	(後期)	5日	政策形成と課題解決、人権問題の現実に学ぶことから、歴史からみる人権問題について、やってみよう参加型人権問題学習、奈良県の防災対策、入庁後を振り返る、プレゼンテーションの技術、メンタルヘルスについて
福祉施設体験・防災 研修	平成19年度新規 採用職員研修修 了者	4日	奈良県の防災対策について、採用2年目のフォローアップ、心肺蘇生法及びAED体験、福祉施設体験研修の心構え、福祉体験研修、地域介護の推進に向けて、福祉施設の現場から、福祉施設体験討議発表、1年を振り返るとともに今後の自分を考える
一般職員レベル2 研修	平成17年度新規 採用職員研修修 了者	4日	業務改善マニュアル化、奈良県財政の現状、人権問題への視点、接遇の意義と大切さ、公務員倫理・セクシャルハラスメントの防止、自治体法務入門 【選択研修】能力開発研修から1科目
若手職員育成強化プロ グラム 若手職員合同演習	採用4・6・8年目 職員 (32歳未満)	2日	課題解決能力向上 【選択研修】能力開発研修から1科目
一般職員レベル3 研修	新任主査職員	4日	業務研究、キャリアデザイン研修、人権意識の日常化、奈良県財政の現状、民間企業経営に学ぶ、公務員倫理とセクシャルハラスメント、メンタルヘルス、資料作成とプレゼンテーション、業務研究レポート発表会 【選択研修】能力開発研修から1科目
課題解決研修	原則30歳～35歳の職員 であって各部局の主管課	10日	班別討議、課題担当課からの班別指導、専門家からの班別指導、全体討議

		長が推薦したもの		
監督者レベル研修		新任係長級職員	3.5日	奈良県財政の現状、人権問題、行政経営、ひとは「自学」で育つ、キャリアデザイン研修、職場のメンタルヘルス、公務員倫理とセクシャルハラスメント、コーチング、業務改善提案報告 【選択研修】能力開発研修から1科目
監督者レベル研修 (人権問題指導者養成)		平成19年度監督者研修修了者	3日	豊かな人権文化の創造をめざして、人権教育の基本的認識と推進上の課題、人権ワークショップ
監督者レベル研修 (人権問題指導者養成事後)		平成20年度人権問題指導者養成研修修了者	2日	人権問題職場研修実績報告
管理者レベル1研修		新任課長補佐級職員	3日	平城遷都1300年祭、県の主要施策、奈良県財政の現状、行政経営、民間企業派遣研修から学ぶ、職場のメンタルヘルスケア、人権問題、防災研修 部下育成のコミュニケーション研修
管理者レベル2研修		新任課長級職員	2.5日	県政の課題、「発想の行革」を考える、人権問題(女性の人権)、職場のメンタルヘルス、目標による管理運営、管理職の人材育成
組織マネジメント力強化研修	リーダーシップとコミュニケーション能力向上	課長級以上職員	2日	リーダーシップとコミュニケーション能力向上
	危機発生時におけるメディアトレーニング	課長級以上職員	2日	危機発生時におけるメディアトレーニング
	危機管理能力向上	課長級以上職員	2日	危機管理能力向上

イ 能力開発研修

I 知識・技能

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
文章力向上研修	全職員	1日	事実や自分の考えが一読して的確に相手に伝わるよう分かりやすい文章にまとめる
企業会計入門 簿記入門・基礎	全職員	3日	複式簿記の概要・基礎
企業会計入門 簿記応用発展	全職員	3日	複式簿記の応用
経営分析入門研修	全職員	2日	財務諸表分析を通しての経営分析スキル
自治体法務研修	全職員	1日	自治体職員に必要な法務についての理解、習得
パソコン研修	全職員	10日	ソフトを有効に利用するために必要な技術の習得
印刷物デザイン研修	全職員	1日	読みやすく好感の持てる印刷物の作成方法の習得
WEBデザイン研修	全職員	1日	技術・デザイン的な側面からWEBデザインを考える技術の習得
GIS(地理情報システム)研修(応用)	全職員	1日	地方自治体でのGISの活用、ソフトの操作を学ぶ
設備技術職員研修	電気・機械技師	0.5日	施設設備の維持・管理に関する技術の向上

II 業務遂行能力

研修名	対象者	延べ日数	研修内容	
情報の読み方・活用 研修	全 職 員	1 日	データの有用化のための着眼点・考え方、統計知識と活用方法の習得	
仕事に生かす情報整理術 研修	全 職 員	1 日	情報の収集・整理、業務の効率化、事務環境の整備のスキル習得	
統計データ入門研修	全 職 員	1 日	統計の基礎的知識を習得し、仕事に生かせるスキルの習得	
統計データ活用研修	全 職 員	1 日	統計手法を実際の業務に応用し活用できるスキルの習得	
業務改善マニュアル化 (一般職レベル2研修公開講座)	全 職 員	3 日	事務マニュアルの作成を通じて、仕事や職場の問題発見・分析・改善策の提案スキルの習得	
公共マーケティング研修	全 職 員	2 日	公共マーケティングの基本的概念を学ぶとともに、アンケート調査票の設計・分析スキルの習得	
企画力向上研修	全 職 員	2 日	企画に必要な情報力を養うとともに、推論の技術を習得し、構築技術と発表スキルの習得	
資料作成とプレゼンテーション (図解表現と説明の技術)	全 職 員	2 日	プレゼンテーションのための効果的な資料作成と説明スキルの習得	
資料作成とプレゼンテーション (発表の技術)	全 職 員	1 日	パワーポイントを使って、限られた時間内で相手が納得する簡潔な説明・説明スキルの習得	
即時対応力(ビジネス・インプロ)研修	全 職 員	1 日	ビジネス・インプロ(即時対応力)の開発、活用方法を理解し実践	
タイムマネジメント 研修	全 職 員	1 日	時間を有効に活用するためのタイムマネジメント技術の習得	
プロジェクトマネジメント	全 職 員	1 日	チームとしての問題解決力を高めるスキルの習得	
日銀職員に学ぶ調査・分析 スキル研修	調査分析担当者	1. 5 日	調査・分析の仮説の設定から検証に至る過程における、その検索能力や分析能力を習得	
中国語 講座	中級コース	職員外国語能力活用事業に参加を申し込んだ者	8 日	基礎的又は実践的中国語会話技術の習得
	初級コース		8 日	
韓国語 講座	中級コース	職員外国語能力活用事業に参加を申し込んだ者	8 日	基礎的又は実践的韓国語会話技術の習得
	初級コース		8 日	

Ⅲ 折衝・調整力

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
クレーム対応の技術 研修	全 職 員	1 日	クレームとその対応についての意味と重要性を知る
人間関係能力向上 研修	全 職 員	1 日	自己理解と他者理解の方法などを実習を通じて習得
折衝・交渉力向上 研修	全 職 員	1 日	折衝・交渉の準備から対面、相手の方の承諾を得るタイミングなど、演習を通じて実践的スキルを習得

Ⅳ 管理監督能力

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
チームワークとリーダー シップ研修	全 職 員	1 日	チームワークによる仕事の進め方、良好なコミュニケーション、リーダーシップの発揮方法習得
会議能力向上 研修	全 職 員	1 日	会議の本来の意義を考え、実際的な会議運営法の

			習得
「能力開発シート」を活用した部下育成研修	課長補佐級職員	1日	面談を中心とした部下育成について、意義・技法・進め方について習得
奈良県オープンセミナー	全職員	4日	県政の重要課題をテーマにした講演
人権問題研修	役付職員	1日	人権問題に対する正しい理解と認識を深める、人権問題の解決に積極的に取り組む実践力の習得

ウ 派遣研修

研修名	対象者	延べ日数	派遣先
民間企業派遣研修(管理職)	課長補佐級職員	5日間	県内民間企業
民間企業派遣研修(一般職員)	主査クラス(36歳以上39歳以下)の職員から選考	20日間	県内民間企業
自治大学校派遣研修第1部課程	30歳以上40歳未満の事務職種の職員	約6ヶ月	自治大学校
第1部・第2部特別課程	30歳以上50歳未満の職員	約1ヶ月	
税務専門課程徴収事務コース	原則30歳から50歳以下で税務事務経験3年以上	約1ヶ月	
税務専門課程税務会計特別コース	43歳未満で税務事務経験4年以上かつ簿記検定試験2級以上	約3ヶ月	
自治体国際化協会職員派遣研修	若手職員	1年間 ----- 2年間	協会本部 ----- 中国・北京
全国市町村国際文化研修所派遣研修(グローバル人材開発コース)	26歳以上36歳未満、英検2級程度の語学力を有する職員	約1ヶ月	全国市町村国際文化研修所
創造型海外派遣研修	係長級以下で45歳未満の職員	約20日間	県政の主要課題に対応する海外の実践事例等を調査し、その成果を県行政に反映させるとともに、広い視野と国際感覚を磨き、職員の資質向上を図る

エ 市町村人材育成支援

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
地域別ゼミナール研修	市町村・県職員	0.5日	広域的な地域包括ケアの取組について

オ 自己啓発

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
通信教育研修	全職員	9ヶ月	能力開発コース、資格取得コース等
放送大学講座	全職員	6ヶ月	放送大学授業科目

(2) 教育委員会

ア ステージ研修(教職員の経験年数に応じた研修)

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
幼稚園等新規採用教	幼稚園及び特	10日	新規採用教員が、幼児教育にかかわる基礎的・基

員研修講座	別支援学校		本的な内容について学び、指導力を高める研修
初任者研修講座	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	25日	新規採用教員が、児童生徒の理解や指導にかかわる基礎的・基本的な内容について学び、指導力を高める研修
短期社会体験（5年 経験者）研修講座	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	5日	5年を経過した教員が社会福祉施設や企業での実務実習を通して、異業種への理解を深めるとともに、児童生徒の職業観、勤労観の育成に役立てる研修
10年経験者研修講座	幼稚園、小・ 中学校、高等 学校及び特別 支援学校	10日 又は 20日	10年を経過した教員が、授業づくりや生徒指導に関する指導法について学び、実践的な指導力を高める研修
養護教員10年経験 者研修講座	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	10日	10年を経過した養護教諭が、専門的な内容や人権教育、学校カウンセリングなどの研修を通して専門性を高める研修
学校栄養職員10年 経験者研修講座	小・中学校及 び特別支援学 校	10日	10年を経過した養護教諭が、専門的な内容や人権教育、学校カウンセリング、食にかかわる指導などの研修を通して専門性を高める研修
学校事務職員10年 経験者研修講座	小・中学校	3日	10年を経過した学校事務職員が、専門的な内容や人権教育、学校カウンセリングなどの研修を通して専門性を高める研修

イ アドバンス研修（学校教育推進のための専門性を高め、広げる研修）

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
幼稚園経営研修会	幼稚園	1日	幼稚園の課題について理解を深め、その解決に向けリーダーシップを発揮し、幼稚園教育の充実を図る研修
森林環境教育（管理 職）研修会	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	1日	管理職を対象に、森林環境教育の推進に向け、魅力と活力のある学校づくりを進めるための研修
管理職「学校経営・ 人権教育」研修会	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	1日	管理職を対象に、奈良県が目指している教育の展望や人権教育、学校組織の活性化、教職員のメンタルヘルスについて考える研修
管理職「特別支援教 育・学校サポート」 研修会	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	半日	特別支援教育の視点を取り入れた学校経営を行うために、求められる知識・理解及び方法についての管理職向けの研修
教務主任（新任）研 修会	小・中学校	1日	教務に関する基本的な実務の実際を学ぶとともに、学校運営のリーダーとしての自覚を促し、実務に関する能力を身に付ける研修
生徒指導主事（新任） 研修会	中学校、高等 学校及び特別 支援学校	1日	生徒指導上の諸課題を整理し、解決に向けた効果的な指導の進め方について、その方向性を探る研修
保健主事（新任）研 修会	小・中学校、 高等学校及び 特別支援学校	1日	保健主事の職務内容や役割について確認し、学校保健活動の進め方や在り方について、また、児童生徒の今日的な健康問題について、その原因や対処方法についての研修

特別支援教育コーディネーターフォローアップ研修会	特別支援学校 小・中学校	1日	個々の教育的ニーズに応じた指導を実現するための心理検査の方法や活用についての研修
森林環境教育（担当者）研修会	小学校	1日	森林環境教育の基本的事項について学ぶとともに、各学校で森林環境教育を推進するための指導力の向上を図る研修
NETSプラン研修講座	中学校、高等学校及び特別支援学校	7日	英語の授業をコミュニケーション能力を重視したものに改善することを目指し、奈良県の英語教諭の英語力及び英語教授力の向上を図る研修

(3) 警察本部

ア 採用時教養

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
初任科	平成20年度新規採用者	大卒6ヶ月 短大卒・高卒 10ヶ月 一般職員約1月	警察学校において新規採用者に対する各種初任教養
職場実習	初任科修了者（警察官）	大卒3ヶ月 短大卒・高卒 3ヶ月	初任科を修了した警察官に対する職場での実習による教養
初任補修科	職場実習修了者（警察官）	大卒2ヶ月 短大卒・高卒 3ヶ月	職場での実習を修了し、再度警察学校において行う総合的な教養
実戦実習	初任補修科修了者（警察官）	大卒4ヶ月 短大卒・高卒 5ヶ月	初任補修科を修了した警察官に対する職場での実習（独力勤務）による教養

イ 幹部任用科

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
警部補任用科	警部補昇任試験合格者（近畿管区警察学校入校者を除く。）	2週間	警部補昇任者及び昇任予定者に対して行う中級幹部としての任用教養

ウ 部門別任用科・専科教養

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
看守任用専科	警察署における看守勤務員	9日間 (2回実施)	看守勤務員として必要な勤務要領、基礎的知識及び技能の習得を図る。
けん銃指導者専科	警察署等におけるけん銃訓練指導担当者	5日間	警察署等におけるけん銃訓練指導担当者の指導能力の向上を図る。
被害者対策専科	各警察署において被害者対	5日間	被害者の視点に立った対策の一層の推進を期すため、被害者支援に関する幅

	策業務を担当する職員		広い知識を有する人材を育成する。
情報管理専科	情報管理業務を担当する警部補以下の警察官又は同相当以下の一般職員	5日間	情報処理技能の向上及び情報管理に精通した指導的職員を養成する。
受傷事故防止指導者専科	受傷事故防止を実践指導する立場にある本部執行隊及び各警察署の警部補	5日間	交通指導取締り等の街頭活動中の殉職、職質、警ら中の受傷事故の絶無を期すために指導者として必要な知識の習得を図る。
職務倫理教養専科	おおむね5年以上の長期にわたって教養、訓練を受けていない警部補以下の警察官及び同相当職以下の一般職員	各階級ごとに3日間 (4回実施)	職務倫理教養をはじめ、警察業務の重要課題等の教養を行い、誇りと使命感を持って職務に精励させることを目的とする。
犯罪抑止対策専科	所属から推薦を受けた入校者	5日間	犯罪抑止総合対策に必要な基礎知識及び技能を習得させる。
サイバー犯罪捜査専科	同上	5日間	サイバー犯罪捜査に携わる警察官に対し、必要な知識及び技能を習得させる。
地域実務専科	他部門から地域部門に配置となった警部補、巡査部長又は地域部門の専科を受講していない警部補、巡査部長	5日間	地域警察幹部に対し、地域警察の現状と問題点を認識させ、その対策、適正管理及び指導能力の向上を図る。
職務質問専科	職務質問準技能指導員に指定されている者及び今後指名が予定されている者	10日間	精強な第一線警察構築に向けた現場執行力の強化を推進するため、職務質問準技能指導員の知識と技能の向上を図る。
銃刀・火薬類実務専科	所属から推薦を受けた入校者	5日間	銃砲刀剣・火薬類行政の重要性に鑑み、当該業務を取り扱う警察職員として必要な知識及び実務能力の習得・向上を図る。

少年警察実務専科	同上	5日間	少年警察に携わる警察官に対し、必要な知識及び技能の習得を図る。
生活安全任用専科	所属から推薦を受けた入校者	26日間	生活安全専務員として必要な基礎的知識及び技能を体得させる。
特殊事件捜査専科	同上	5日間	刑事警察の現状を認識させ、特殊事件捜査に必要な技能の向上と基礎知識を体得させる。
鑑識専科	同上	5日間	鑑識活動に関する専門的知識、技能の向上を図る。
証人出廷専科	同上	5日間	証人として召喚される可能性のある警察官に対して、証言要領等を含めた証人出廷に関する知識・技能の習得を図る。
検視実務専科	同上	5日間	検視を担当する捜査員の実務能力の向上を図り、専門的知識、技能を体得させる。
刑事任用科	同上	29日間	捜査専務員として必要な基礎的知識及び技能を体得させる。
交通捜査専科	交通事故事件捜査を担当する警部補以下の交通警察官	5日間	交通事故事件捜査の専門的知識の習得及び捜査能力の向上を図る。
警察緊急自動車運転技能者専科	同上	18日間	四輪の緊急自動車に現に乗務している警察官に交通事故防止等の観点から、緊急自動車の運用に関する高度の知識及び技能の習得・向上を図る。
交通任用科	同上	12日間	交通警察官として必要な基礎的知識及び技能を体得させる。
警護専科	同上	5日間	警護対象者の身の安全確保が任務である警護員に対し、必要な知識・警護技能の向上を図る。
警備実務専科	同上	5日間	警備専務員として必要な専門的知識及び技能を体得させる。
警備任用科	所属から推薦を受けた入校者	12日間	警備専務員として必要な基礎的知識及び技能を体得させる。

7 勤務成績の評定

(概要) 社会経済情勢の変化等に伴う新たな行政課題に対応し、県政を効率的かつ円滑に推進するためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力開発の向上を図り、職員の能力を最大限引き出し、組織力を高めることが重要です。

そのために、職員の能力、資質等を的確に把握したうえで、職員の能力開発を行うとともに、

適材適所への人事配置を行うよう努めています。

任命権者	対象者区分	第一次評価者	第二次評価者	評定方法
知事部局等	課長・室長級	部次長（次長を置く場合）	部局長	「業績」、「能力」、「意欲・勤務態度」に関する各評価項目について5段階の絶対評価により評価を行ったうえで総合評価を行います。
	参事・主幹・補佐級	課長・室長	部局長	
	出先所長	本庁の課長・室長	部局長	
	その他管理職	所属長	本庁の課長・室長	
	その他職員	本庁の課長補佐又は出先機関の課長（又は次長）	本庁の課長・室長又は出先所長	
教育委員会（教員以外）	課長・室長級	教育次長	教育長	「業績」、「能力」、「意欲・勤務態度」に関する各評価項目について5段階の絶対評価により評価を行ったうえで総合評価を行います。
	参事・主幹・補佐級	課長・室長	教育長	
	出先所長	本庁の課長・室長	教育長	
	その他管理職	所属長	本庁の課長・室長	
教育委員会（学校）	校長	市町村教育長指定の者又は教職員課長	市町村教育長又は県教育長	職種に応じた評価項目を設定し、各項目ごとに「業績」、「能力」、「意欲」の3段階要素について評価をし、評定を行ったうえで総合評価を行います。
	教頭	校長	市町村教育長指定の者又は教職員課長	
	その他教職員	教頭又は事務長	校長又は教職員課長	
警察	参事官	主管部長	警務部長	職員が割り当てられた職務と責任を遂行した勤務成績並びに執務に関連してみられた職員の性格、能力及び適性について、 ○ 警視及び同相当職の職員は期間中の自己の主な実績について自己評価を簡潔に記載させた後、各評定者が担当業務に関する実績、管理能力及び人事配置上の所見を記載 ○ 警部及び同相当の職員は5段階 ○ 警部補以下及び同相当以下の職員は6段階 で評定を行った上で総合評価を行います。
	本部の所属長			
	警視の署長	警務部長		
	部に置く警視又は同相当の職員	主管部長		
	副署長又は副校長	署長 学校長		
	本部の課及び所に置く警視又は同相当の職員	本部の所属長	主管部長	
	副署長及び副校長以外の警視又は同相当の職員	副署長 副校長	署長 学校長	
次席、副所長	本部の所属長	主管部長		

又は副隊長		
次長	署長	
次席、副所長及び副隊長以外の警部又は同相当の職員（庶務を担当する職員（以下「庶務担当職員」という。）を除く。）	次席、副所長、副隊長又は副校長	所属長
警部相当の庶務担当職員	次席、副所長、副隊長又は副校長	所属長
次長以外の警部又は同相当の職員	副署長又は次長	所属長
警部補又は同相当の職員（庶務担当職員を除く。）	本部の課長補佐、通信指令官、隊長補佐、校長補佐、室長補佐若しくは主任研究員又は署の課長（これらの者の配置がない場合は、警部以上又は同相当以上の職員である直接の上司）	所属長
警部補相当の庶務担当職員	本部の課長補佐又は校長補佐（配置のない場合は、次席、副所長、副隊長又は副校長）	所属長
巡査部長又は同相当の職員	被評定者の監督者である係長又は小隊長の職にある者（これらの者の配置がない場合は、警部補以上又は同	本部の課長補佐、通信指令官、隊長補佐、校長補佐若しくは主任研究員又は署の課長（これらの者の配置がな
巡査又は同相当の職員		

	相当以上の職員である直接の上司)	い場合又は第一次評定者がこれらの者である場合は、次席、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長)	
--	------------------	---	--

(注) 知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

8 福祉及び利益の保護

(1) 安全衛生管理体制

ア 知事部局等

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	1 箇所	1 箇所	100%
安全管理者	7 箇所	7 箇所	100%
衛生管理者	17 箇所	17 箇所	100%
安全衛生推進者	45 箇所	45 箇所	100%
産業医	17 箇所	17 箇所	100%

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	7 箇所	7 箇所	100%

イ 教育委員会

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	0 箇所	0 箇所	—
安全管理者	0 箇所	0 箇所	—
衛生管理者	39 箇所	39 箇所	100%
安全衛生推進者	8 箇所	8 箇所	100%
産業医	39 箇所	39 箇所	100%

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	0 箇所	0 箇所	—

ウ 警察

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	0 箇所	0 箇所	—
安全管理者	0 箇所	0 箇所	—
衛生管理者	19 箇所	19 箇所	100%
安全衛生推進者	0 箇所	0 箇所	—
産業医	19 箇所	19 箇所	100%

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	0 箇所	0 箇所	—

※「選任している事業所数」には、法律上の義務ではなく任意で設置しているものは算入していません。

(2) 職員健康管理事業

ア 定期健康診断

区 分	対 象 者
一般健康診断	全職員
胸部検診	全職員
胃検診	30歳と35歳以上の職員及び31～34歳の希望する職員
深夜業務従事職員健康診断	恒常的に深夜業務に従事する職員

イ 特別業務従事職員健康診断

区 分	対 象 者
有機溶剤取扱業務従事職員検診	有機溶剤取り扱い業務に従事する職員
特定化学物取扱業務従事職員検診	特定化学物質取り扱い業務に従事する職員
放射線照射業務従事職員検診	放射線照射業務に従事する職員
腰痛健康診断	知的障害児更正施設に勤務する保育士職員
V D T作業従事職員検診	V D T作業従事職員
農薬使用業務従事職員検診	有機リン、有機フッ素剤又は有機塩素剤の使用頻度の多い職員
B型肝炎感染予防対策	B型肝炎に感染のおそれのある職員で血液検査が必要な者 B型肝炎に感染のおそれのある職員でワクチンが必要な者
破傷風予防接種	破傷風に罹患するおそれのある職員
結核感染予防対策	結核に感染のおそれのある40歳未満の職員
トキソプラズマ検診	トキソプラズマに罹患するおそれのある職員

ウ 成人病健康診断

区 分	対 象 者
乳がん検診	30歳以上の希望女子職員
子宮がん検診	30歳以上の希望女子職員
大腸がん検診	30歳以上の希望職員

エ 人間ドック（※地方職員共済組合による県補助金充当事業）

区 分	対 象 者
人間ドック	30歳以上の希望組合員 ----- 35歳以上の職員の配偶者

オ 健康相談事業

区 分	対 象 者
健康相談（一般）	全職員

健康相談（精神）	全職員
専門医によるメンタル相談	全職員

(3) 公務災害・通勤災害認定

（単位：件）

区分		20年度 認定件数
公務災害	知事部局等	55
	教育委員会	78
	警察	49
	小計	182
通勤災害	知事部局等	10
	教育委員会	7
	警察	0
	小計	17
計		199

（注）知事部局等には、知事部局（病院及び大学を含みます。）、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

(4) 互助会制度

職員の共済制度に関する条例（昭和39年3月奈良県条例第33号）の定めるところにより職員の相互共済及び福利増進を目的として組織された下記の団体に対し、県では予算の範囲内で補助金を交付しています。

（平成20年度）

財源 団体名	会員数	会員からの 掛金額	県からの 補助金額	事業収入 金額
奈良県職員互助会	6,469名	185,666千円 (41.2%)	31,824千円 (7.0%)	233,367千円 (51.8%)
奈良県教職員互助組合	10,352名	510,491千円 (85.0%)	90,126千円 (15.0%)	0千円 (0%)
奈良県警察職員互助会	2,800名	56,044千円 (64.3%)	0千円 (0%)	31,126千円 (35.7%)

第5 奈良県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

平成20年度に実施した競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 採用試験実施概要

試験の種類	試験職種	試験区分	受 験 資 格	試験公告日	受付期間
I 種試験 (大卒程度)	総合職	行政 総合土木 建築 電気 機械 農学 林学	①昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人、又は平成21年3月末日までに大学を卒業見込みの人	4月30日 (水)	<インターネット> 5月15日(木)) 6月2日(月) <郵送> 5月15日(木)) 6月6日(金)
		警察 行政職			
	資格職	薬剤師	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人		
		獣医師			
II 種試験 (高卒程度)	総合職	一般事務	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人	7月8日 (火)	<インターネット> 8月18日(月)) 9月1日(月) <郵送> 8月18日(月)) 9月8日(月)
	警察 事務職	警察事務			
	小・中学校 事務職	小・中 学校事務	昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人		
身体障害者 対象 選考試験 (高卒程度)	総合職	一般事務	次の全ての要件を満たす人 ・昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ・身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている人 ・奈良県内に居住している人 ・自力により通勤ができ、介助者なしに勤務の遂行が可能な人 ・活字印刷文による出題に対応できる人	8月22日 (金)	<インターネット> 9月16日(火)) 9月26日(金) <郵送> 9月16日(火)) 10月3日(金)
警察官 (大卒程度)	第1回 A(男性) A(女性)		昭和54年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人	3月7日 (金)	<インターネット> 3月14日(金)) 4月7日(月) <郵送・持参> 3月14日(金)) 4月11日(金)
	第2回 A(男性) A(女性)		昭和54年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人		
警察官 (高卒程度)	第2回 B(男性) B(女性)		昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で警察官A以外の人	6月27日 (金)	<郵送・持参> 7月14日(月)) 8月11日(月) <郵送・持参> 7月14日(月)) 8月15日(金)

※ 警察官試験は、警察本部において実施

試験の種類	試験職種	職種区分	試験日		試験種目	会場	合格発表日	
I 種試験 (大卒程度)	総合職	行政 土木 建築 電気 機械 農林 学	第1次 試験	6月29日(日)	教養試験 専門試験 論文試験	県立郡山高等学校 (冠山・城内学舎) 中央大学理工学部	7月29日 (火)	
				7月14日(月) } 7月16日(水)	口述試験	自治能力開発センター		
	警察行政職	警察行政	第2次 試験	8月4日(月) } 8月11日(月)	適性検査 口述試験	奈良県立大学	8月25日 (月)	
	資格職	薬剤師 獣医師						
II 種試験 (高卒程度)	総合職	一般事務	第1次 試験	9月28日(日)	教養試験 作文試験	奈良県立大学	10月27日 (月)	
	警察事務職	警察事務	第2次 試験	11月6日(木) } 11月13日(木)	適性検査 口述試験	奈良総合庁舎	11月27日 (木)	
	小・中学校 事務職	小・中学 校事務						
身体障害者 対象 選考試験 (高卒程度)	総合職	一般事務	第1次 試験	10月19日(日)	教養試験 作文試験	奈良総合庁舎	10月27日 (月)	
			第2次 試験	11月17日(月)	口述試験	奈良総合庁舎	11月27日 (木)	
警察官 (大卒程度)	第1回 A(男性) A(女性)		第1次 試験	5月11日(日)	教養試験 論文試験 (実技判定)	県立二階堂高等学 校 警察学校	6月11日 (水)	
				5月24日(土)、 25日(日)、31 日(土)、6月1日 (日)	体力試験 口述試験	警察学校		
			第2次 試験	6月18日(水) } 6月20日(金)	身体検査 適性検査	警察本部第二庁舎	8月4日 (月)	
				7月18日(金) } 7月23日(水)	口述試験			
	第2回 A(男性) A(女性)			第1次 試験	9月21日(日)	教養試験 論作文試験 (実技判定)	県立平城高等学校 警察学校	10月22日 (水)
					10月4日(土)、 5日(日)、11日 (土)、12日(日)	体力試験 口述試験	警察学校	
第2次 試験				10月29日(水) } 10月31日(金)	身体検査 適性検査	警察本部第二庁舎	12月18日 (木)	
	12月1日(月) } 12月4日(木)	口述試験						
警察官 (高卒程度)	第2回 B(男性) B(女性)							

イ 採用試験結果一覧

試験の種類	試験職種	試験区分	第1次試験			第2次試験		
			申込者数 (人)	受験者数 (a) (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (b) (人)	最終競争率 (a)/(b) (倍)
I 種	総合職	行政	806	562	91	87	49	11.5
		総合土木	89	62	35	34	14	4.4
		建築	23	16	9	9	6	2.7
		電気	14	11	3	3	2	5.5
		機械	3	1	0	—	—	—
		農学	45	33	7	7	6	5.5
		林学	17	11	6	6	4	2.8
	資格職	薬剤師	35	26	21	20	17	1.5
		獣医師	13	6	4	2	2	3.0
		警察行政職	警察行政	101	69	26	24	13
II 種	総合職	一般事務	33	25	15	13	6	4.2
	警察事務職	警察事務	70	52	21	20	7	7.4
	小・中事務職	小・中事務	225	162	25	23	8	20.3
身障選考	総合職	一般事務	6	5	3	3	1	5.0
警察官	A(1)(男性)		365	298	158	152	64	4.7
	A(2)(男性)		237	173	100	99	25	6.9
	A(1)(女性)		45	30	10	10	3	10.0
	A(2)(女性)		38	25	8	8	3	8.3
	B(男性)		189	140	85	83	28	5.0
	B(女性)		42	31	12	12	3	10.3

※ 警察官試験は、警察本部において実施

(2) 選考による採用

職務別の状況

部局 職	知事部局 (人)	教育委員会 (人)	警察本部 (人)	計 (人)
部長相当職	1			1
次長相当職				
課長相当職	3(1)		1	4(1)
課長補佐 相当職	(1)		9	9(1)
係長相当職	(1)		5	5(1)
係員相当職	25	1	13	39
計	29(3)	1	28	58(3)

(注) 職員の任用に関する規則第8条に掲げる職への採用 ()書は任期付採用で外数(国、県及び市町村との人事交流による採用を含む。)

上記のうち、資格・免許や特定の知識・技能を必要とする職種別の状況

職 種	人 数 (人)	職 種	人 数 (人)
医 師	(1)	航空整備士	1
文化財建造物技師	1	少年警察補導員	2
学 芸 員	(2)	化学検査鑑定職員	1
建 築 士	1	法医鑑定職員	1

(注) 資格・免許や特定の知識・技能を必要とする職種で、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職への採用

(3) 選考による昇任

職務別の状況

部局 職	知事部局 (人)	教職員事務局 (人)	議会事務局 (人)	水道局 (人)	警察本部 (人)	計 (人)
部長相当職	6			1		7
次長相当職	8			1		9
課長相当職	83	9	2	4	30	128
課長補佐 相当職	128	8	1	9	73	219
係長相当職	5				83	88
係員相当職					77	77
計	230	17	3	15	263	528

(注) 任用に関する規則第9条に基づく昇任

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

【職員の給与等に関する報告及び勧告】

本委員会は、平成20年10月9日に県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

○ 給与勧告のポイント

- ① 公民較差（0.07%）がわずかであり、月例給の改定なし
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- ③ 人材確保のため、医師の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を参考に改定

○ その他(報告事項)

職員の勤務時間について、1日7時間45分、1週38時間45分とすることが適当

I 職員の給与について

1 公民較差(月例給)

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差(A) - (B)	
408,585 円	408,292 円	293 円	0.07 %

(注) 1 職員の給与は、行政職給料表適用者（平均年齢44.8歳、平均経験年数23.2年）であり、諸手当を含む。

2 職員の給与は、特例条例による減額措置前の額であり、減額措置後は、職員の給与401,779円 較差6,806円 1.69%である。

2 給与改定の考え方及び内容

<月例給>

- ① 公民給与の精確な比較による適正な職員給与水準の維持・確保を図る
- ② 公民較差がわずかで給与水準はほぼ均衡していることから、給料表の改定を行わないことが適当
- ③ 諸手当についても、民間の支給状況を踏まえると、改定する特段の必要性は認められない

↓

<月例給については、改定を行わない>

<期末・勤勉手当>

職員の支給月数（4.50月）は、民間の支給割合（4.51月）とおおむね均衡

↓

<期末・勤勉手当については、改定を行わない>

<医師の給与>

優秀な医師の確保は重要な課題であることから、医師の初任給調整手当を人事院勧告を参考に改定（平成21年4月1日実施）

<教員の給与>

- ・ 現在、国において教員給与制度全般についての見直しが進められている
- ・ 教員の義務教育等教員特別手当については、当該見直しに向けた検討内容を考慮して全国人事委員会連合会が主体となって作成した手当額表を参考に改定することが適当

3 勤務実績の給与への反映について

- ・ 勤務実績の給与への反映については、管理職における勤勉手当の成績率の運用から実施されているが、その対象者の拡大に向け、取組を一層推進

4 その他

- ・ 住居手当については、人事院において見直しの方向が示されたところであるが、本県の実情等を踏まえ検討
- ・ 単身赴任手当については、人事院において改善を検討することとしており、国の動向に留意
- ・ 特殊勤務手当については、業務の特殊性・困難性を適切に反映した見直しを推進

II 職員の勤務時間について

- ・ 人事院は、民間事業所の所定労働時間の調査結果等を踏まえ、職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とすることを勧告
- ・ 県内民間事業所における所定労働時間は、国の調査結果とほぼ同様
- ・ 職員の勤務時間は、県内民間事業所の所定労働時間の状況や国家公務員の勤務時間との均衡を考慮して定めることが、地方公務員法に定める情勢適応の原則にかなうことから、人事院が勧告した内容を参考に、他の都道府県の動向にも留意して見直しを行うことが適当
- ・ 実施に当たっては、勤務体制の見直しを行い、行政サービスに支障が生じることのないようにするとともに、公務能率の一層の向上に努め、行政コストの増加を招かないようにすることが必要

III 高齢期の雇用問題について

公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、満額年金受給までの空白期間が発生することから、人事院では昨年からの高齢期の雇用確保策について総合的に検討を進めてきており、本県においても、人事院の検討状況に留意

IV 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備について

1 両立支援の推進

- ・ 子どもの看護休暇の対象となる内容及び子の範囲について検討するなど、さらに制度の充実に努めることが必要
- ・ 男女共同参画の観点から、女性について優秀な人材を確保し、管理職への登用を積極的に推進することが重要であり、そのためには、男女がともに働きやすい職場環境の整備が必要
- ・ 男性職員の育児休業をはじめ各種制度の利用が進んでいない状況にあることから、制度が利用しやすい職場環境の整備を進めるとともに、その普及・啓発に努めることが必要

2 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進

- ・ 時間外勤務の縮減のためには、日常業務の点検を進めるなど、職員一人ひとりの意識改革が必要
- ・ 管理職員は、コスト意識や経営感覚を持って、マネジメント能力を一層発揮することが必要
- ・ 年次有給休暇については、職員自ら計画的・連続的な取得に努めるとともに、職場全体としても、休暇が取得しやすい職場環境の整備に取り組むことが必要

3 メンタルヘルス対策

- ・ 相談事業や講習会の開催に加えて、職場復帰に向けてのプログラムを策定して、復帰支援を進めているところであるが、本委員会としても、復帰支援策がより実効のあるものとして運用されるよう、見届ける必要がある

- 各職場においては、職員間でコミュニケーションを活発に行い、職員のメンタルヘルスに関する理解を深めることにより、心身の故障が起こりにくい勤務環境の整備に取り組むことが必要

V 公務員倫理の確保について

- 不祥事が発生した場合は、速やかに公正かつ厳正な対応を行い、併せて県民への説明責任を果たすことが必要
- 職員一人ひとり、公務員は県民の負託に応え、適正に公務を執行すべき責務があり、より高い倫理観や法令遵守の精神が強く要求されるものであるということを改めて自覚するとともに、県民の信頼を裏切ることのないよう、公私を問わず行動することが求められる

VI 給与勧告制度の意義及び実施の要請

- 給与勧告制度は、労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を維持・確保する手段として重要な役割を果たしていると思料
- 議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請
- 特例条例による給与の減額措置については、誠に遺憾であるが、本県の厳しい財政状況の下、財政健全化に向け、行政分野全般の見直し及び直面する諸施策課題に継続して積極的に取り組まれていることなど諸般の事情を総合的に考慮すると、やむを得ないものと思料。今後、諸情勢が整い次第、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう望むもの
- 職員においては、県民全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を保持し、より一層県民の信頼に応えられるよう、職務に精励されることを期待

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

- 平成19年度末係属件数 なし
- 平成20年度要求件数 なし
- 平成20年度終結件数 なし
- 平成20年度末係属件数 なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成19年度末 係 属 件 数	平 成 2 0 年 度		平成20年度末 係 属 件 数
		申 立 件 数	終 結 件 数	
懲 戒 処 分	2 件	3 件	2 件	3 件
分 限 処 分	0	0	0	0
そ の 他	0	1	1	0

計	2	4	3	3
---	---	---	---	---

平成20年度処理状況（終結件数内訳）

区 分	取下げ	打切り	判 定			
			却 下	棄 却	処分修正	処分取消
懲 戒 処 分	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
分 限 処 分	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	1	0	0	0
計	0	0	2	1	0	0

特殊勤務手当一覧

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
県税事務に従事する職員の特殊勤務手当	県税事務所等に勤務する職員が、徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する業務に従事したとき。	日額400円～800円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉事務所等に勤務する職員が、福祉に関する業務に従事したとき。	日額300円～500円 月額10,200円
精神保健に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医の診察への立会い、入院させる精神障害者の移送、精神保健に関する相談、指導等に従事した職員	日額300円
職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員が、職業訓練に従事したとき。	月額 給料月額の5/100 (管理職手当受給者は3/100)
死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員のうち、行政職給料表又は医療職給料表(三)の適用を受ける者が、死体の解剖に伴う処理作業に従事したとき。	日額1,400円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫作業に従事する職員が、感染症の病原体を保有し、もしくは保有している疑いのある者の救護もしくは当該感染症に汚染され、もしくは汚染された疑いがある物件の処理作業等に従事したとき。	日額300円
放射線取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	病院勤務以外の診療放射線技師及び診療エックス線技師等が、エックス線その他の放射線の照射作業に従事したとき等	日額300円～400円
病院に勤務する職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師、助産師及び看護師等が、当該業務に従事したとき。	月額2,500円～6,000円 日額1,400円 1回1,620円～7,500円
多学年学級担当手当	教育職員が、2又は3学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導に従事したとき。	日額290円～350円
兼務手当	昼間授業を本務として担当する教育職員が夜間授業を行ったとき、又は夜間授業を本務として担当する教育職員が昼間授業のうち午前の授業を行ったとき。	1時間1,300円
教員特殊業務手当	教育職員が、非常災害時における児童もしくは生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務等に従事したとき。	日額900円～12,800円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、それぞれ学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整、及び助言指導等にあたる主任等で、その職務が困難であるものを担当する職員が、当該担当業務に従事したとき。	日額200円
夜間学級担当手当	中学校における二部授業による夜間学級を本務として担当する教育職員が、当該学級における授業に従事したとき。	月額 給料月額の10/100

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
特地公署等に勤務する職員の特殊勤務手当	(1)生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員 (2) 特地勤務に準ずる手当 住居を移転して、特地公署又は準特地公署に赴任したとき。	(1)月額 (給料+扶養手当)×4/100 ～25/100)－(当該特地公署の地域手当率による地域手当の額) (2)月額 5年目まで (給料+扶養手当)×4/100 6年目 (給料+扶養手当)×2/100
高所作業に従事する職員の特殊勤務手当	職員が、水面上又は床面上おおむね10m以上の足場の不安定な箇所で、測量、調査、監督、保守点検又は営繕の作業に従事したとき。	日額370円
警察職員の特殊勤務手当	警察職員が次の業務に従事したとき。 (1)犯罪捜査作業（主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業） (2)犯罪鑑識作業 (3)警ら作業 (4)交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業 (5)被疑者看守作業 (6)交通警察作業 (7)死体取扱作業 (8)深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)における警備等の作業 (9)街頭における青少年補導作業 (10)爆発物処理作業 (11)特殊危険物質等処理作業 (12)呼び出しによる夜間緊急事件事故処理作業 (13)山岳遭難及び水難救助作業又は災害救助作業 (14)身辺警護等作業 (15)銃器犯罪捜査作業 (16)潜水作業(潜水器具を着用して行う作業に限る。)	(1)日額560円～970円 (2)日額280円～560円 (3)日額340円 (4)日額420円～560円 (5)日額290円 (6)日額310円～840円 (7)死体1体につき1,600円～3,200円 (8)1回410円～1,100円 (9)日額380円 (10)1回5,200円 (11)日額250円～4,600円 (12)1回1,240円 (13)日額500円～1,680円 (14)日額640円～1,150円 (15)日額820円～1,640円 (16)1時間310円～1,500円
診療業務に従事する職員の特殊勤務手当	保健所等(病院を除く。)に勤務する医師が、患者に接して診療業務に従事したとき。	日額500円
結核患者の訪問指導に従事する職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師が、結核患者を訪問し、保健指導に従事したとき。	日額300円
と畜検査業務に従事する職員の特殊勤務手当	と畜検査員が、獣畜のとさつ又は解体の検査に従事したとき。	日額300円
農業の教育指導に従事する職員の特殊勤務手当	農業大学校に勤務する職員が、実習を伴う農業に関する科目を担当して教育指導に従事したとき。	月額 給料月額の7/100(上限22,000円) (管理職手当受給者は1/100)

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	職員が、管きょ内又は掘削中のトンネル坑内で、測量、調査、監督又は保守点検の業務に従事したとき。	日額370円～530円
狂犬病予防作業等に従事する職員の特殊勤務手当	職員が、狂犬病予防等のため、予防注射、検診又は野犬の捕獲もしくは処分等の作業に従事したとき。	日額700円
毒物又は劇物等の取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	職員が、試験、研究、検査又は農作物等の病虫害防除等のため、毒物又は劇物を取扱う作業に従事したとき。	日額300円
用地取得等の交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員が、庁舎外において用地の取得のための交渉又は知事が管理する土地の境界の確定のための交渉のうち困難な業務に従事したとき。	日額300円～1,100円
し尿処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境衛生指導員等が、し尿処理施設又は浄化槽の立入検査業務、産業廃棄物の最終処分場の立入検査等の業務に従事したとき。	日額300円～500円
消防訓練指導に従事する職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員が、救助訓練等の指導に従事したとき。	日額370円
埋蔵文化財の発掘調査作業に従事する職員の特殊勤務手当	榎原考古学研究所に勤務する職員が、埋蔵文化財の発掘調査作業に従事したとき。	日額300円
家畜保健衛生業務、食品衛生監視業務等に従事する職員の特殊勤務手当	(1)家畜保健衛生所に勤務し、家畜保健衛生所法第3条に規定する業務に従事した獣医師及び家畜防疫員 (2)保健所又は食品衛生検査所に勤務し、立入検査等の監視業務に従事した食品衛生監視員及び環境衛生監視員 (3)家畜保健衛生所に勤務する獣医師及び家畜防疫員が、牛海綿状脳症の検査のための牛の死体の解体作業に従事したとき。	(1)月額14,000円 (2)日額700円 (3)日額800円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	職員が次の業務に従事したとき。 (1)航空機の操縦業務 (2)航空機に搭乗して行う捜索救難等の業務 (3)航空機の整備業務 (4)(2)の業務のため、飛行中の回転翼航空機から降下したとき。	(1)1時間5,100円～6,630円 (2)1時間1,900円～2,470円 (3)日額1,040円 (4)日額870円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員が、正規の勤務時間以外の時間に、河川又は道路において豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う巡回監視、応急作業等に従事したとき。	勤務1回730円
夜間等緊急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員が、正規の勤務時間以外の時間に、突発的に発生した業務に対処するために勤務を命ぜられ、道路補修、崩土の除去等の作業又はその監督業務に従事したとき（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当との併給禁止）。	勤務1回600円～1,000円

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
文化財建造物の解体修理作業に従事する職員の特殊勤務手当	文化財保存事務所に勤務する職員が、足場の不安定な箇所等で文化財である建造物を測量、調査、解体又は修理の作業に従事したとき（高所作業に従事する職員の特殊勤務手当との併給禁止）。	日額300円
麻薬取締業務等に従事する職員の特殊勤務手当	薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員としての業務又は同条第5項の規定による司法警察員としての捜査等の業務（事務的作業を除く。）若しくはけん銃訓練に従事したとき。	日額700円
道路上作業手当	技能労務職員が、著しく危険又は不快を伴う道路の維持修繕の作業等に従事したとき。	日額300円
家畜等飼育管理作業手当	うだ・アニマルパーク及び畜産技術センターに勤務する技能労務職員が、常例として相当量の家畜及び家きんのふん尿を直接処理する作業に従事したとき。	月額6,300円